別添

奈良市基盤地図データ更新等業務委託契約書案

|  |  |
| --- | --- |
| １　委託業務の名称 | 奈良市基盤地図データ更新等業務委託 |
| ２　契約期間 | 令和7年○○月○○日から令和8年２月２８日まで |
| ３　履行期間 | 令和7年○○月○○日から令和8年２月２８日まで |
| ４　委託料 | 金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　円） |
| ５　契約保証金 | （契約保証金を免除する場合）奈良市契約規則第２３条第２項第3号の規定により免除する。（契約保証金を免除しない場合）受注者は、契約保証金として、金〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。 |

上記の業務の委託について、発注者　奈良市を発注者とし、受注者　□□□□□□□□を受注者とし、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条 　発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、

受注者は、これを受託する。

（処理の方法）

第２条　受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙2

奈良市基盤地図データ更新等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき処理しなければならない。

２　受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第３条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（費用負担）

第４条 　委託業務に関連して受注者が負担した諸費用（交通費・宿泊費・資料費用・器具材料等を含むがこれらに限られない。）については、受注者の負担とする。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

 ２　 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　本契約の当事者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保権を設定する等一切の処分をすることができない

（業務主任者）

第７条　受注者は、委託業務の履行について、管理、監督する業務主任者を定め、発注者に通知するものとする。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の期間満了、解約又は解除後も同様とする。

２　受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第１０条　受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務遂行の方法等）

第１１条 受注者は、業務遂行上、発注者の事務所等内で作業等を行う必要がある場合、当該作業等に必要な機器、設備、備品、消耗品等の使用を要請することができるものとする。

２　発注者は、受注者から前項の要請があり、その必要性を認める場合は、使用上の条件を明示し、無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

３　受注者は、発注者の事務所等内で委託業務を実施する場合、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

1. 受注者の発行する身分証明書を携帯し、発注者から提示の要請があったときは、これを提示すること。
2. 受注者の社名が印字されたネームプレート等を着用すること。

（資料等の提供及び返還）

第１２条 発注者は、受注者に対して契約書に定める条件に従い、委託業務に必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

２　前項に定めるもののほか、受注者から発注者に対して委託業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があったときは、発注者と受注者が協議のうえ、発注者は、受注者に対して無償でこれらの提供を行う。

３　発注者が第１項及び前項により受注者に提供する資料等について、内容等の誤り又は発注者の提供遅延によって生じた受注者の委託業務の履行遅延、納入物の瑕疵等については、受注者はその責任を免れるものとする。

４　発注者から提供を受けた資料等 （第６項による複製物及び改変物を含む。） が委託業務遂行上不要となったとき、又は本契約を解除したときは、受注者は遅滞なくこれを発注者に返還又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

５　受注者は、発注者から提供された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。

６　受注者は、発注者から提供された委託業務に関する資料等を委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。ただし、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報については、この限りではない。

（業務完了の報告）

第１３条　受注者は、委託業務を完了したときは、完成した成果品及び委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

（検査）

第１４条　発注者は、前項の委託業務完了報告書を受理したときは、受注者の実施した委託業務について、仕様書で定める業務内容に適合しているか検査を行う。検査に合格しないときは、受注者に委託業務のやり直し等を指示するものとする。

２　受注者は、発注者から前項の指示を受けたときは、直ちに委託業務のやり直し等を行い、再度発注者の検査を受けるものとする。この場合においては、やり直し等の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

３　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

第１５条　受注者は、当該請求月にかかる委託業務について、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

２　発注者は前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第１６条　成果物の所有権は、成果物の納入によって受注者から発注者に移転する。

（権利の帰属）

第１７条　受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切発注者に帰属するものとする。

（第三者の権利の非侵害）

第１８条　受注者は、成果物が知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証する。

２　受注者が前項に定める表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には、受注者は、責任をもって自らの負担で当該紛争を解決し、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を補償する。

（危険負担）

第１９条　成果物について生じた滅失、毀損その他の損害は、第１４条（検査）による引渡しの完了前に生じたものは発注者の責めに帰すべき事由がある場合を除き受注者が負担し、引渡しの完了後に生じたものは受注者の責めに帰すべき事由がある場合を除き発注者が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第２０条　発注者は、成果物に種類、品質又は数量の相違その他本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見した場合、受注者の費用負担で、成果物の修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完を請求することができる。

２　前項に基づき発注者が成果物の修補を請求した場合、受注者は発注者が指定する期限までに、自己の責任と費用負担で当該契約不適合を修正した上で再度納入し、発注者は第１４条（検査）と同様の方法にて再検査を実施する。成果物が再検査において不合格となった場合についても同様とする。

３　発注者は、成果物の契約不適合が是正不能と判断した場合には、第1項の追完請求を行うことなく、自らの選択により、当該契約不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

４　本条の定めは、発注者による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

５　発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなかった場合、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、受注者が責任を負うべき期間は上記の期間に限定されない。

（履行期間の延長）

第２１条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞等）

第２２条　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が１,０００円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

２　前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2．5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、第１２条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（委託業務の内容の変更等）

第２３条　発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し，又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第２４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

1. 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
2. この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

　(3) 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

４　第１項の規定により、この契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。（契約保証金を免除しない場合）

（発注者の催告によらない解除権）

第２５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

1. この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。
	1. 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
	2. 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第４９条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
	3. 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
	4. 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
2. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
3. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
4. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
6. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
7. この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第２号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
8. 受注者が、第２号から第６号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契

約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に

該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者

がこれに従わなかったとき。

1. 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
2. この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
3. 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
4. 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
5. 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
6. 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
7. 前各号に掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。

２　受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

　(1)　委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

　(2)　委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

３　前条第２項及び第３項（第２項、第３項及び第４項（契約保証金をとる場合））の規定

は、前２項の解除の場合に準用する。

４　受注者は、第１項第１号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

５　前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

６　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第１項第１１号及び第１２号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合　同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２６条　第１６条第１項各号又は前条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２７条　受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

1. 第２３条（委託業務の内容の変更等）の規定により、委託料が３分の２以上減少したとき。
2. 第２３条（委託業務の内容の変更等）の規定により、中止の期間が履行期間の２分の１以上に達したとき。

２　前条第２項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２９条　第２７条（受注者の催告による解除権）第１項又は前条第１項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（管轄裁判所）

第３０条　この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（特記事項）

第３１条　本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

（協議）

第３２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため，この契約書２通を作成し，発注者及び受注者が両者記名押印のうえ，各自その１通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和７年○○月○○日

発注者　　奈良市二条大路南一丁目１番１号

奈良市

奈良市長　　仲川　元庸

受注者　　（住所又は所在地）

（商号又は名称，法人の場合は法人名）

（氏名，法人の場合は代表者の氏名）